

介護保険サービス利用の流れ

介護保険の申請からサービス利用までの流れを紹介します。

問い合わせ 高齢介護課 ☎9157

要介護・要支援認定者… 1～7 事業対象者… 8

1 要介護認定の申請
介護保険サービスを利用するには、市の窓口で要介護認定申請をしてください。申請は、本人や家族のほか地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設などによる代行も可能です。

2 認定調査の実施
要介護認定申請をすると、市の認定調査員が訪問し、心身の状態に関して本人や家族に聞き取り調査を行います。また、市から、かかりつけの医師に病気や心身の状態に関する主治医意見書の作成を依頼します。

3 審査・判定
保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、認定調査結果と主治医意見書をもとにどれくらい介護が必要か審査・判定を行います。

4 認定結果の通知
介護保険の対象とならない「**非該当**」、予防的対策が必要な「**要支援1、2**」、介護が必要な「**要介護1、5**」の区分に分けて認定され、認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

5 サービス計画の作成
「**要支援1、2**」と認定された人
介護予防サービスまたは介護予防事業（総合事業）を利用する場合、介護予防サービス計画（予防プラン）の作成を地域包括支援センターに依頼してください。

6 介護サービスの利用
介護予防サービス計画または介護サービス計画に沿ってサービスを利用してください。利用者は費用の

やすらぎ支援員 養成研修の受講者募集

問い合わせ 高齢介護課 ☎9167

認知症の人がいる家に2人1組で訪問し、本人や家族の話し相手として、安らぎのある時間を過ごせるよう手伝うボランティアである、やすらぎ支援員を養成する研修を開催します。

※やすらぎ支援員の活動には、交通費と活動費が実績に応じて支給されます
対象 全日程を受講できる人
定員 10人（先着順）
申込方法 廿日市高齢者ケアセンター（☎2552）まで電話で
申込期限 10月13日（金）

研修の日程

とき	内容
10月20日（金） 10:00～11:30	オリエンテーション
10月27日（金） 10:00～15:00	認知症の理解・関わり方
11月1日（水） 10:00～13:00	緊急時の対応
11月10日（金） 10:00～14:00	認知症に関わる社会資源
11月24日（金） 10:00～12:30	訪問の心得・家族介護者体験

とき	内容
12月1日（金） 10:00～11:30	・やすらぎ支援員の実際 ・修了式

ところ 廿日市市民ホール（ゆめタウン廿日市2階）
※11月10日（金）は廿日市高齢者ケアセンター（阿品清鈴・第2清鈴園）

実習

①基礎実習	11月第3週目～毎週同じ曜日を4回
②訪問実習	2時間程度を1回
③サロン実習	研修期間中の火曜日

平成30年1月9日（火）から 証明書の「コンビニ交付」を開始します

サービス利用には、マイナンバー（個人番号）カードが必要です

問い合わせ 市民課 ☎9135



マイナンバー（個人番号）カードの 臨時交付窓口を開設します

早めの申請手続きをお勧めします

問い合わせ 市民課 ☎9135

とき **11月26日（日）** 9時～15時
ところ 市役所1階市民課

写し、所得課税証明書 ※廿日市市にある最新（情報）の証明書のみです
※住民票コード入り住民票の写しは、コンビニエンスストアでは発行できません
利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ポプラなど
※マルチコピー機が設置されている店舗に限りです

利用可能な時間帯

6時30分～23時（予定）
※土・日・祝日も利用できます
ただし、12月29日～1月3日は利用できません

利用方法

コンビニエンスストアのマルチコピー機を申請者本人が操作して証明書の発行を行います。

注意事項

交付通知の交付場所名が「廿日市市役所 市民課」以外の人、市民課窓口での交付を希望する場合、10日前までに交付通知に記載されている各

個人番号カード交付のための臨時窓口を開設します。交付対象者は、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」（交付通知）がすでに届いており、交付通知の交付場所名が「廿日市市役所 市民課」の人です。
交付申請者本人が、交付通知に記載されている持参物を確認の上、窓口まで来てください（15歳未満は、本人と保護者同伴）。なお、個人番号カード申請の相談をしたい人は、通知カード、印鑑（ゴム製不可）、本人確認資料（運転免許証など）を持って来てください。



ご迷惑をお掛けしますが、証明書などが必要な人は、開庁日に窓口で申請手続きをするか、前日までに証明書自動交付機を利用してください。

証明書自動交付機の運用休止

11月26日（日）

問い合わせ 市民課 ☎9135

支所に連絡の上、交付場所の変更を行ってください。
申請から取得まで数カ月かかることがあるので、利用を希望する場合、早めに申請することをお勧めします。